



あなたの一票を大切に

対馬市議会議員 一般選挙

平成17年5月22日(日)執行 投票は午後6時まで

平成17年5月31日に任期満了を迎える対馬市議会議員の一般選挙（定数26人）が5月22日（日）に執行されます。

投票場所は、市内128の投票所で、午前7時から午後6時までの投票時間を予定しています。

また、開票は、午後8時30分から豊玉総合運動公園体育館（通称パールドーム）で即日開票され、午後11時30分ごろには、当落がわかる見込みです。

投票ができる人

1. 日本国民で20歳以上の人
（いちばん若い有権者は、昭和60年5月23日までに生まれた人になります）
2. 引き続き3か月以上、対馬市に住所がある人
3. 住民基本台帳に登録されている人
（登録基準日は、平成17年5月14日ですので、平成17年2月14日までに転入届出をした人で2の要件の人です。）

以上の要件を満たしていても次の人は、投票できません。

- (1) 投票日前日（5月21日）までに対馬市外に転出した人（ただし、期日前投票を行い、転出・死亡した人の投票は有効となります。）
- (2) 選挙権停止中の人

市内転居者の投票

平成17年5月6日までに市内転居（対馬市内での異動）の届出をした人は、新しい住所地の投票所で投票することができます。

ただし、平成17年5月7日以降に転居の届出をした人は、前の住所地の投票所で投票することになりますので、お間違えないようお願いします。

期日前投票

投票日当日、何らかの理由で投票所に行って投票できない人は、期日前投票ができます。期日前投票所（対馬市厳原・美津島・豊玉・峰・上県・上対馬の各支所）に行って、宣誓書を記入したのち、投票用紙の交付を受け、そのまま投票箱に投票することとなります。

なお、期日前投票は、各支所において各支所管内の選挙人名簿に登録されている人に限られます。（上対馬支所管内に登録されている人は、上対馬支所のみでの期日前投票ができ、その他の支所においては、期日前投票はできませんので、ご注意ください。）

何らかの理由とは

1. 日曜日に営業する自営業の人
 2. 妊娠などの理由で投票日に投票できない人
 3. 冠婚葬祭の予定のある人
 4. 旅行の予定のある人
- などです。

不在者投票

投票日（5月22日）に次の理由で投票所に行って投票することが出来ない見込みの人（期日前投票者を除く）は、その旨の宣誓と不在者投票用紙の交付請求の申請を行い、滞在地の選挙管理委員会又は不在者投票施設等で不在者投票を行うこととなります。

1. 選挙期日にわたる観光、病気療養（指定病院等に入院している人を除く）等の旅行で市外に滞在中である人。（対馬市以外の市町村の選挙管理委員会で投票する人）
2. 病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入所している人
（病院長・施設長に不在者投票の請求の申し出を行ってください。）
3. 監獄・少年院等に収容中の人

また、不在者投票の請求交付は、各支所において各支所管内の選挙人名簿に登録されている人に限られます。（上対馬支所管内に登録されている人は、上対馬支所のみでの不在者投票の請求交付となりますので、その他の支所においては、不在者投票の請求交付はできませんので、ご注意ください。ただし、対馬市選挙管理委員会（本所）に対しては、不在者投票の請求をすることはできます。）

郵便投票

郵便投票証明書をお持ちの方は、早めに郵便投票の請求及び交付手続きを早めに行ってください。請求は、5月18日（水）までです。

また、身体障害者で身体障害者手帳に「上肢又は視覚の障害が1級である者」、戦傷病者で戦傷病者手帳に「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項までである者」として記載されている方は、郵便等による代理記載制度もあります。

なお、郵便投票等による不在者投票についての詳しいことは、対馬市選管及び各支所選挙書記にお気軽にご相談ください。

期日前投票のできる期間と場所 不在者投票の請求と交付場所等

期 間 平成17年5月16日(月)から5月21日(土)まで

時 間 午前8時30分から午後8時まで

投票できる場所

厳原支所（TEL0920-52-1211）美津島支所（TEL0920-54-2271）

豊玉支所（TEL0920-58-1111）峰支所（TEL0920-83-0301）

上県支所（TEL0920-84-2311）上対馬支所（TEL0920-86-3111）

手続きの方法 （期日前投票）

1. 期日前投票をする人は、投票所入場券を持参してください。
2. 期日前投票の宣誓書を書いていただきます。
3. 選挙人を確認したら、投票用紙を交付します。
4. 投票用紙に候補者氏名を記入し、投票箱に投票したら終了です。

手続きの方法 （不在者投票の請求）

1. 旅行等により、滞在地で不在者投票しようとする人は、早めに不在者投票の交付請求を行ってください。（不在者投票のできる期間は6日間に限られていますので、告示日前でも不在者投票の請求は受け付けます。）
2. 指定病院・施設に入院・入所中の人は、病院・施設等で投票できますので、早めに病院長や施設長等に申し出てください。

問合せ先

期日前投票・不在者投票等の請求などの事務手続きについて、詳しいことが知りたいときは、電話でも結構ですから早めに、対馬市選挙管理委員会（0920-53-6111内線416）か各支所選挙書記までお問合せください。